

新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、既に社会福祉協議会からの総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるための支援を行います。

申請期間 令和3年7月1日～令和4年12月31日

原則、申請は郵送で
お願いします。

支給額

【単身世帯】6万円 【2人世帯】8万円 【3人以上世帯】10万円

支給の対象となる方

※支給期間は3か月間ですが、自立支援金の初回支給期間内に、いずれの月においても要件5の求職活動要件を満たしている方は、再支給（最長3か月）が可能です。

【以下の要件1から5のいずれにも該当する方】

1 次のいずれかに該当する方

- ①社会福祉協議会が実施する緊急小口等の特例貸付における総合支援資金の再貸付を受けた方で、自立支援金の申請日の属する月の前月までに当該再貸付の最終借入月が到来している方
- ②再貸付を受けている方で、申請日の属する月が当該再貸付の最終借入月である方
- ③再貸付を申請したが、申請日以前に不決定となった方
- ④社会福祉協議会に再貸付の申請を行うため、自立相談支援機関への相談等を行ったものの支援決定を受けることができず、申請日以前に再貸付の申請をできなかった方
- ⑤令和4年1月以降に新たに自立支援金を申請する方で、かつ、社会福祉協議会が実施する緊急小口資金及び総合支援資金（初回）の特例貸付（以下「初回貸付等」という。）をいずれも受けた方であって、申請日の属する月の前月までに当該初回貸付等の最終借入月が到来している方（①から④の方及び現に再貸付を申請又は利用している方を除く。）
- ⑥令和4年1月以降に新たに自立支援金を申請する方で、かつ、初回貸付等をいずれも受けている方であって、申請日の属する月が当該初回貸付等の最終借入月（緊急小口資金は借入月）である方（①から④の方及び現に再貸付を申請している方を除く。）

2 申請日の属する月において、その属する世帯の生計維持者である方

3 申請日の属する月の世帯収入合計額が次の表により算出した額以下の方

世帯員数	収入基準額の計算方法	収入基準額の例
単身世帯	生活費基準額 84,000円+家賃月額（上限額 53,700円）	137,700円
2人世帯	生活費基準額 130,000円+家賃月額（上限額 64,000円）	194,000円
3人世帯	生活費基準額 172,000円+家賃月額（上限額 69,800円）	241,800円
4人世帯	生活費基準額 214,000円+家賃月額（上限額 69,800円）	283,800円
5人世帯	生活費基準額 255,000円+家賃月額（上限額 69,800円）	324,800円

※収入基準額は、生活費基準額（住民税均等割が非課税となる収入額の1/12）+1か月の家賃月額（住宅扶助基準に基づく額）

4 申請日における世帯の金融資産の合計額が次の金額

（上記3の生活費基準額の6か月分。ただし100万円を超えない額）以下の方

【単身世帯】50万4千円 【2人世帯】78万円 【3人以上の世帯】100万円

5 次のいずれかに該当する方

ア 公共職業安定所に求職の申込みをし、常用就職による就職を目指し、以下に掲げる求職活動を行う方

- ①月1回以上、新宿区生活支援相談窓口の面接等の支援を受けること。
- ②月2回以上、公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で職業相談等を受けること。
- ③原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること。

R4.9.12

イ 生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない状態にある方。

（申請先）新宿区自立支援金受付窓口（新宿区福祉部生活福祉課生活支援係）

新宿区